# スタートアップにとっての独占禁止法

## ガイドライン・公取委報告書を活用した公正な事業連携・共同開発の実現へ向けて

**6月23日（水）13:30-16:30**

**JR博多シティ 10階大会議室**

■基調講演

「スタートアップと独占禁止法」
～ガイドライン・公取委実態調査報告書の解説～
栗谷康正（公正取引委員会事務総局 取引調査室長）

■講演

「困ったときには独占禁止法 ～活用のためのポイント～」
平山賢太郎（九州大学法学研究院・平山法律事務所）

「交渉に活用したい『モデル契約』」
～経済産業省モデル契約（ver1.0）の紹介～
笠置泰平（萬年総合法律事務所）

「産学官オープンイノベーション」
～大学からみた現状と展望～
山内　恒（九州大学学術研究・産学官連携本部）

「研究開発型スタートアップ」
～大学発スタートアップからみた事業連携のあり方～
池田紀子（株式会社 Kyulux）

■共催

九州大学 法政学会
九州大学 学術研究・産学官連携本部
平山法律事務所　ほか

■後援

福岡商工会議所
日本ライセンス協会(独占禁止法ﾜｰｷﾝｸﾞｸﾞﾙｰﾌﾟ)

参加申込

info@hirayamalaw.com
[メアド・氏名・御所属を御記載ください]
QRｺｰﾄﾞからもお申込いただけます

スタートアップ・ベンチャー育成を通じた経済社会の変革は、新型コロナを機に重要性をいっそう増しており、内閣官房成長戦略会議「実行計画」（令和２年12月）は「スタートアップ企業への投資拡大」や「産学連携による中小企業群の創出」を戦略の柱に掲げています。

成長戦略会議「実行計画」は、「大企業とスタートアップ企業が連携するに当たり、スタートアップ企業からは、大企業と共同研究すると特許権が大企業に独占されたり、周辺の特許を大企業に囲い込まれたりする、といった偏った契約実態が指摘されている」と述べ、具体的な施策として、「問題事例とその具体的改善の方向や、独占禁止法の考え方を整理したガイドラインを策定」することとしています。したがって、独占禁止法の観点から公正取引のあり方を理解することは、大企業とスタートアップのいずれにとっても、事業連携やオープンイノベーションを推進していくにあたって必須のことであるといえます。

そこで、本シンポジウムでは、公正取引委員会による実態調査の結果や、公取委・経産省が策定したガイドラインの内容について、公正取引委員会担当課室の室長から御講演を賜り、実務上の検討ポイントについて弁護士や九州大学法学部教員からコメントを加えます。さらに、スタートアップ先進地である福岡において大学発ベンチャーの創出を推進している九州大学学術研究・産学官連携本部から、また福岡発ベンチャーの法務担当者から、実務における工夫やガイドラインへの期待などについてお話いただきます。

本企画は、九州・福岡において事業を拡大しているスタートアップ企業にとって、またスタートアップとの連携を検討している大企業等にとっても、今後欠かすことのできない独占禁止法の理解を半日でまとめて得ることのできるまたとない機会ですので、ぜひ御参加いただきたく存じます。